

平成 30年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 30年 12月 5日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	平成 30年 12月 14日 (金) 14時 00分
閉 会	平成 30年 12月 14日 (金) 15時 28分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野 良二 2番 田口 譲司 3番 横山 善美 4番 山本 一洋 5番 奥村 忠義 6番 木村 博文 7番 石丸 時次郎 8番 (欠員) 9番 山本 久矢 10番 川上 康男 11番 福本 秀昭 12番 梅田 美代子 13番 一木 哲美 14番 河内 直子 15番 田中 政浩
出席議員数	15名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭 喜久己 副町長 中野 高文 教 育 長 入江 哲生 総務課長 大武 一幸 企 画 課 長 岩下 定徳 財政課長 神本 浩美 税 務 課 長 藤本 英明 住民課長 亀田 美香 健 康 課 長 古川 秀志 環境防災課長 倉掛 俊一 建 設 課 長 堀内 明 都市計画課長 林 浩嗣 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福 祉 課 長 重信 利子 こども課長 一木 眞澄 教 育 課 長 橋本 照美 生涯学習課長 松尾 和彦
欠 席 者	なし
会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲村 浩之 中原 玲子

議 事 録

平成30年第4回定例会

[最終日]

平成30年12月14日（金）

開 議	
議 長	こんにちは。 本日の出席議員は１５人です。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 （１４：００） 日程に入ります前に、梅田美代子議員より１２月１０日の一般質問における発言についての申し出がありますので、これを許可します。 梅田議員
梅田議員	先日１０日の一般質問の冒頭の一部で私の思い違いがあったようでございますので、修正させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
議 長	内容をお願いします。
梅田議員	内容を申し上げます。「一般質問で毎回質問いたしました」という部分でございしますが、私の思い違いというか記憶違いでありましたので、その前段に、「ただ一度を除き、毎回一般質問に立たせていただき」と修正したいと思ひます。 よろしくお願ひします。
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から「追加議案の提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成３０年第４回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日にお願ひしていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願ひいたします。 議案第４８号、財産の処分につきましては、松延地区町有地の売り払いに当たり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第４９号、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成３０年８月１０日付人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、筑前町一般職の職員の給与についても適用するとともに、管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲を広げようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第５０号、平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第７号）につきましては、補正額１９９万２、０００円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ１３５億３、６６８万７、０００円とするものです。補正内容としましては、人事院勧告に伴う人件費の増額１９９万２、０００円を追加するものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重に御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第３６号「権利の放棄について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	権利の放棄についてということの説明を受けておりますけれども、今後もこのような内容の案件が発生するのではないかなど考えるわけでございます。そこで、今後、不納欠損処理が発生させないために、水道加入金、料金の徴収、収納が遅れないように、また、未納状況が続かないように対応していくべきではないかと考えるわけでござ

	ございますけれども、所管課としてどのように今後、不納欠損等が発生しないように対策を講じられるものか見解を伺いたいと思います。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 議員御指摘のように、不納欠損処理については可能な限り発生しないことが一番望ましいと考えています。ただ、今回権利の放棄を御提案申し上げます加入金の部分につきましては、分割も含めて処理ができていなかったというのは率直に反省する点でございますし、利用料金につきましても、無断転出等々については公債権ではなく私債権の関係でございまして、調査権が及ばない部分もございましたので、今後については、使用料等につきましてもきっちりと今、停水をかけさせていただいております。一昨日から停水を今かけておりますけれども、近年40件ほど発生しております。きょうまでに既に三十数件の未納料金を徴収し、漏れのないような対策を今引き続きやっているとございます。よって、不納欠損が生じない努力を今後も続けてまいりたいと考えているところでございます。 以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今説明がありましたように、私的債権ですから訴えても費用がかかるということで、大変な御苦勞があると思います。ただ、上水に加入しておることであれば、当然下水道も加入してあるのではないかと思いますよ。そうしますと下水が公的債権ですからもちろん強制徴収もできるわけですが、その処理ですね、今回は上水だけの権利の放棄ですが、下水はどのような処理をされたのでしょうか、お尋ねします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 議員御指摘のように、上水、下水と2通りございます。御指摘いただきましたように、上水道については私債権、下水道については公債権という状況でございます。よって、下水道についての対応でございますけれども、下水道についても不納欠損処理等で措置しているところでございます。 以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	ということは、3月で処理が終わったと理解してよろしいのでしょうか。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 下水道の関係もございましたので、下水道で税の滞納関係も調べさせていただいた経緯もございます。下水道、税についても不納欠損処理が既に終わってございます。
議 長	川上議員
川上議員	最後です。 今、今後の回収について詳しく説明を受けたわけですが、私も当然、水道事業に対しては、停水ですか、ストップすれば、確かにすぐ回収ができるということは私も知っておりました。ただ、生活権がありますから、すぐストップというわけにいかんと思うんですよ。やはり請求して1カ月か2カ月の期間をもって、その後に通知を出してストップするという一つの回収マニュアルといいますか、そういうものを作っていたかなくちゃなんと思うんですが、いつになったら停水するという取り決めをされておるのか、そこをもう少し詳しく説明願います。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 水道につきましては、1カ月ごとではございません。偶数月で2カ月分を一括徴収

	させていただいているという状況でございます。よって、1回分が滞納されますと、催告、納めてくださいという通知をさせていただいております。それでも対応されずに、2回目、要するに4カ月分になるわけでございますけれども、そうなった場合に、今度は停水をいたしますという予告通知をさせていただいております。それでも対応されない方については、いついつ時点との予告通知をしておりますものですから、その記述に従いまして停水をかけております。 先ほども申し上げましたように、停水をかけますと生活に直結するものですから、否応なしに料金をお支払いいただくという流れを、イタチの追いかけてこではございませんけれども、現在も続けております。今月については、12日を停水日とさせていただいておりますものですから、今回も約40件程度停水をかけまして、その後、大変申しわけございません、直近のデータをお持ちしておりませんが、あと4件か5件になっているかと思います。必ず料金の徴収につなげていくという努力を、その都度やらせていただいているというのが現状でございます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	加入金については、先ほど課長が一木議員の質問に対して分割できなかった部分もあるのでという御答弁がありましたが、この水道加入金の4人の債務者はいつ加入されたかわかりますか。資料をお返しして手元にないので、お願いします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 加入金の関係でございます。 加入金については、議員が御指摘のように4件ございます。4件の加入された年月日は、平成21年が1件、22年が2件、24年が1件、計4件でございます。
議 長	河内議員
河内議員	今年は平成30年です。8年9年放置していたということは非常に問題だと思えますが、今後は気をつけるということで、よろしくお願ひしたいと思えます。 それと、債権者7、債務者は死亡し、相続人は相続放棄のため、権利を放棄するとありますが、今現在この建物にはどなたも住んでいらっしゃらないんですか。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 記憶が定かではございませんけれども、財産処分をされていると私は聞き及んでおります。詳しい内容をもう一度確認した上で、御回答申し上げたいと思えます。 それと最初におっしゃったのはよかったんですか。失礼いたしました。
議 長	河内議員
河内議員	もしどなたか住んであるんだったら、既に設備はされているんですから、今後取り損じのないようにお願いをいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	今後につきましては、御指摘のようにきっちりと管理をし、そしてこういうことのないように今後注意をしていきたいと考えております。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第36号「権利の放棄について」を採決します。 議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)

議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３６号「権利の放棄について」は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第３７号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 この議案は、議員１人当たり１万９,０００円値上げをするという改正です。 次期１４名分で年間３１９万２,０００円、これに夏冬の手当が加算されますから、議員１名分の年間報酬に相当します。 前回、議会の経費節減として行った議員定数２名の削減は何だったのでしょうか。ましてや議員は常勤でなく非常勤です。１人１万９,０００円もの値上げはあり得ないのではないのでしょうか。 よって、議案第３７号には反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 田中議員
田中議員	賛成の立場から討論をいたします。 町議会議員の報酬に関する件につきましては、筑前町特別職報酬等審議会にて、その職務の内容や責任の度合いに応じて正当に評価され、かつ相応な額を保障すべきであるということを基本に審議いただき、答申されたと聞いております。 社会情勢の厳しさ等により見直しが１０年以上見送られましたが、今回、県内市町村との均衡、議員定数の２名削減など、諸般の事情を多面的かつ総合的に勘案し、報酬の引き上げという結論をいただきました。 その考え方としては、多様化する住民ニーズへの対応のため、広い視野と専門知識の参画は欠くことができず、県内の類似団体と比較しても報酬額が低位であること等を考慮し、今後さらに住民自治の理念に即した献身的で真摯な議員活動を展開するための正当な議員報酬と、私は判断いたしました。 よって、今回の議員報酬の改正につきましては、答申を尊重し、真摯に受けとめたいと思い、賛成といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第３７号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第３７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第３７号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第４	

議 長	日程第4 議案第38号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第38号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第38号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第39号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 川上議員
川上議員	1点だけちょっとお尋ねします。課長の説明と資料で理解はします。ただ、3年前に1回引き上げをして今度となるわけですが、平均的に9,000円ぐらい上がると伺っております。ただ、今どこの地自体も12月議会が開催され閉会もしているんですが、その中でこの案件ですか、条例の改正は取り組みはどこかであっているのでしょうか。そういうことは把握してあるのでしょうか。お尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 把握はしておりませんが、実際、30年度から制度改正になり、納付金が算定をされて、それから賦課期日が本町は6月になっております。7月のところもございます。その前に納付金が確定されてから改正を、臨時議会なり専決なりでされるところも実際はあっております。ただ、この部分につきましては、今までの赤字に対して今後の運営をどうしていくかということを前提に今回の税率改正を考えております。 納付金に対して全額追いつけるような税率改正ならば、再度待つて行うということも考えられますけれども、今回に関しましては、これまでの赤字の幅を少しでも埋めるために一般会計からの繰入金等を是正する形を考えておりますので、当初予算の編成に間に合いたいということで、今回の提案をさせていただいております。ただし、今後の方法の一つとしまして、先ほど申しましたように、納付金の算定が今年はちょっと遅れておりまして1月中旬以降になるのじゃないかなと思っております、非常にタイトなスケジュールになっております。今後の部分につきましては今回1回上げますので、情勢それから今回の平成30年度の決算状況を見極めまして、納付金に照らし合わせて、もしその分が会計として成り立たないような状況があれば、税率改正はその後の納付金の状況を見て、タイトなスケジュールでありますけれども、判断してもよろしいのかと思っております。 ただ今回につきましては、先ほど申しましたように、当初予算、今までの赤字補填に対してどうやっていくかということをお大前提に考えておりましたので、当初予算に

	間に合わせたく、１２月の条例改正をお願いしているような状況でございます。 よろしくお願いいたします。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 この議案は、今でも高過ぎて払えない国民健康保険税をまた値上げをするという改正です。 医療分の所得割０.３％、均等割３,０００円、平等割２,０００円、支援金分の所得割０.６％、均等割１,０００円、平等割２,０００円、介護分の所得割０.１％を値上げするという内容です。１人当たり８,９９０円もの値上げとなります。これは４人世帯では２万円もの増税となります。 全国知事会、市長会、町村長会は、国民健康保険制度を守るために国に対し１兆円の負担増を要求しています。また、筑前町議会としても、本定例会に国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書が議員発議で提出される予定です。 筑前町には、自由に使える財政調整基金が春日市とほぼ同額の２４億円あります。筑前町では１世帯約２２万円、春日市では約５万円です。国に全国自治体の要求実現を引き続き求めていくことはもちろんですが、実現を見るまでは、保険税の引き上げではなく、財政調整基金は町民のために使うべきと考えます。 よって、議案第３９号には反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 深野議員
深野議員	長くなりますが、賛成の立場から討論させていただきます。 まずは、国保制度自体が被用者保険に加入していない全ての方を対象とする国保制度であることから、高齢者や低所得者階層が多く医療費水準も高いなど構造的な課題があり、被保険者の保険税の負担は重いものになっています。この課題がある中での本町の国保状況は総人口の約２３％、世帯約３５％の加入状況と毎年度減少しており、医療費については、平成２８年度は県平均を下回りましたが、傾向としては県平均から高い水準で推移している状況となっています。 その中で、国保税収納率対策や健康増進対策などに取り組み、近年赤字額は縮減されていますが、平成３０年度から国保財政運営が県主体となる制度改革が始まり、納付金に対し緩和措置を受けていることや、急激な医療費増加等にも備えを必要とする中、平成２７年度に税率改定を行っていますが、その後も一般会計からの法定外繰入金を行いながらも赤字が続いている状況です。 これまでの１１年間で１２億円を超える法定外繰り入れを行ってきたことは一般会計の財政を圧迫している要因の一つとなっており、社会保障など国保加入者以外の保険に加入する方々に負担を求めていることになることから、理解を得るのには限界があると思われます。 国保制度改正により、赤字補填での一般会計からの法定外繰り入金の解消指導があることや、今後も医療費などの増加により国保会計は厳しさを増すことが予想され、今後、安定的な継続した国保財政運営の取り組みを進めていく上で、国保加入の皆様にとっては負担増となり厳しいことではありますが、さらなる医療費抑制対策の取り組みなどに努めることを求め、今回の国保税率の引き上げ改定については、やむを得ないとして賛成討論とします。 最後に、議会として制度の安定的な運営確保のため、国保負担割合の引き上げ、国保財政基盤強化を図るよう、強く国に意見書を提出する予定です。

	以上です。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第 3 9 号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第 3 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第 3 9 号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 6	
議 長	日程第 6 議案第 4 0 号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	この条例は公布の日から施行することになっておりますが、今まで分担金を払ったところはあるのでしょうか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 今のところはございません。 以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 4 0 号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第 4 0 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 4 0 号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 4 1 号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 4 1 号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第 4 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)

議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４１号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。
日程第８	
議 長	日程第８ 議案第４２号「筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 梅田議員
梅田議員	委員の数は１４人というふうに全協のときに説明を。１５人ですか。 （「１４人以内」の声あり） １４人以内との説明を受けたと思いますが、そのうち女性の割合というのは現在どのようになっていますか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 防災会議１４名のうち女性は２名となっております。
議 長	梅田議員
梅田議員	１４名のうちの２名ということは、筑前町の男女どちらかの比率が４０％を下らないようにするということになっていると思います、条例の中で。そうしますと、大変少ないと思いますし、やはり今後いろんな災害が想定されるわけでございます。そこにおける女性の役割は大変重要であると思いますので、ぜひこの点の見直しも今後よろしくお願ひしたいと思いますが、その点をお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 引き続き女性の声を災害の面についても多く届けるような、そのための努力を引き続き行っていくところです。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４２号「筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第４２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４２号「筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第９	
議 長	日程第９ 議案第４３号「筑前町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４３号「筑前町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定に

	ついて」を採決します。 議案第４３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４３号「筑前町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 議案第４４号「平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 梅田議員
梅田議員	資料でお尋ねしたいと思います。資料の８ページですが、地域おこし協力隊２名の採用が見込めなかったということで減額補正されているわけですが、この地域おこし協力隊の活動状況は広報でも紹介されておりますが、現在の協力隊員の活躍、現状、そしてどのように評価されているのか、まずお尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 現在、地域おこし協力隊につきましては、観光ツーリズムプランナー１名、それから農林商工課にいらっしゃいます特産開発関係の協力隊１名、それから筑前町の魅力あるデザイナー１名、計３名が活動しております。 観光ツーリズムプランナーにつきましては、特に情報発信ということで、ドローンによる動画や手持ちのビデオカメラによる動画、カメラ等々によるフォトコンテスト、それからフォトツアーといったもので筑前町の魅力を発信することを中心に活動していただいております。 魅力あるデザイナーの方につきましては、筑前町のいろんなイベントに係るポスターやチラシ、そういったものを筑前町のことを発信するために作成していただいております。筑前町のイメージをかたどったタペストリーだとか、そういったものも含めてデザインを中心に活動いただいております。 それから、農林商工課に所属してあります特産の関係につきましては、みなみの里、農林商工課の特産振興とも連携をとっていただきながら、クロダマル、それから木酢、今は姫酢という名前でブラディングしておりますけど、そういったものを東京、福岡の百貨店や専門店への紹介等々も含めて活動を精力的にいただいているところでございます。 以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	キッチンカーに対応する地域おこし協力隊、そして弁当工房プランナー事業に対する地域おこし協力隊員ということで、これは２名だったはずなんですが。ということは今キッチンカーは休業状態だと考えますが、このキッチンカーの活用状況がどうなっているのか、そして弁当工房プランナー事業というのは隊員がいなくても支障がなく事業が行われてるということでいいんでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、議員御指摘のキッチンカーの関係でございます。 キッチンカーの地域おこし協力隊員につきましては、約１年間活動していただきましたけれども、御本人がやはり別の就業に意欲を持たれておりまして、結果的にはお辞めになられて、採用になられた地元にお戻りになっておるところでございます。ま

	たもう一人、弁当の関係につきましては就農意欲が非常に高い方でございまして、こちらでも町内で今就農の勉強をされておるところでございまして。 まず事業のキッチンカーにつきましては、今、議員御指摘のとおりでございまして、現在土日の活動以外についてはちょっと休んでいるような状態で、今後はみなみの里等とも協議をさせていただきたいと思います。 また、弁当工房につきましては、昨年1年間弁当の内容等を精査していただきまして、現在においては、みなみの里の職員で営業、運営しておりますので、今のところ支障はないと考えております。また弁当工房につきましても、御存じかと思いますが、目の前でおにぎりなども作って販売しておりますので、そういういろんな計画などにつきましてもみなみの里の職員で行っておるところでございまして。 以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	企画課長から説明を受けましたように、地域おこし協力隊員は、しっかり町のために活動してくださっている方もおられますけれども、今のキッチンカー、弁当工房のように2名の方がおられないという状況がございまして。今後、地域おこし協力隊員の採用については、どのように考えていかれるのかお尋ねいたします。トータル的に。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 今、企画課長、農林商工課長が説明いたしましたように、うちのほうで採用はいたしましたものの途中で退職される、それぞれの目的で退職されるケースもありますけれども、なかなか3年間の十分な活動ではなかったといった認識も持っているところであります。ただ、この制度は、国が財源的に保障する非常に有用な事業であるということは、私も認識しているところでございまして。もっときちんとした目標を持って事業に当たってもらえれば、さらにこの地域おこし協力を活用していきたいといった方向で考えておるところでございまして。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	議案書の6ページ、債務負担行為についてお尋ねします。 各小中学校に定期清掃業務委託事業としてそれぞれ上がっておりますが、定期清掃はどういった内容のもので、年にどのくらいされるのかお尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 各小中学校に定期清掃業務委託を行っております。今まで3年間でしたが、その3年間で30年度で終了しますので、今回については31年度から5年間の業務委託を行う予定にしております。 業務内容としましては、各学校の校舎及びランチルーム、給食室等の清掃業務全般を行っていただいております。具体的には、教室のワックスがけ、ガラスの清掃、給食棟のレンジフード等の清掃、校舎の床清掃等になっております。 以上でございまして。
議 長	河内議員
河内議員	あと年にどの程度されているのかお尋ねしましたけど。
議 長	教育課長
教育課長	それぞれの清掃を、年1回にはなりますが、夏季休業時と新年度が始まります春休みの最中に2度に分けて清掃を行っております。 以上でございまして。
議 長	福本議員

福本議員	資料の８ページに、強い農業づくり交付金事業ということで、端数の７４万９、０００円というのは全体の３億４、２００万円に対してのどういう内容に相当するのか、この点について説明を求めたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ７４万９、０００円につきましては、本年度、ＪＡの平成カントリーの改修がっております。その改修の中で、今までの建物も一部改修をしなければなりません。しかし、その建物施設につきましては、まだ耐用年数が残っております。その分でその耐用年数部分を返還をするというような形で、町を通しまして国に補助金の返還を行うものでございます。 以上です。
議 長	福本議員
福本議員	同じ問題として、その建物の費用分を返還という説明でしたが、要するに、総額はわかりませんが、今、カントリーの中の機械の入れ替えをやっておられます。もちろんメーカーも今度は変わってヤンマーという説明がございました。そうしますと、総額に対して３億４、２００万円ですか、これはどういう金額に相当するのか。総額は聞くところによると大体５億以上かかるという説明であったわけですが、この点の補助額の算定について説明を求めたいと思います。
議 長	農林商工会長
農林商工課長	お答えいたします。 これは当初予算時の資料でございますので若干の差異はございますけれど、平成カントリーにつきましては、総事業費約８億４、７００万でございます。そのうち間接補助等としまして３億７、３００万程度の補助と申しますか、そういう形でございます。 以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４４号「平成３０年度筑前町一般会計補正予算案（第６号）について」を採決します。 議案第４４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４４号「平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１１	
議 長	日程第１１ 議案第４５号「平成３０年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４５号「平成３０年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算

	(第3号)について」を採決します。 議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第45号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第12	
議 長	日程第12 議案第46号「平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第46号「平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」を採決します。 議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第46号「平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議 長	日程第13 議案第47号「平成30年度筑前町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	町長にお尋ねします。 水道事業を民間に委託するという話がありますが、町長はその考え、方向についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。
議 長	町長
町 長	答えいたします。 今回の国会は非常に私も注視した法案でございました。可決されましたので、今後、民間運営も委託できるような制度ができたと理解しておりますけれども、まだ法案が制定されたばかりであります。内容等について、まだ詳しく通達等も来ておりません。その部分を十分注視しながら、今後の方策を考えていきたい。いかんせん、我が町は、上水道、下水道会計が町全体の財政に与える影響は極めて大きゅうございます。同時に水道事業会計の民営化につきましてはさまざまな意見も出されているところでもございます。それも承知しておりますので、慎重に対応していきたいと思っております。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第47号「平成30年度筑前町水道事業会計補正予算(第1号)について」を採決します。

	議案第４７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４７号「平成３０年度筑前町水道事業会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 議案第４８号「財産の処分について（松延団地跡地）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の２ページをお願いいたします。 議案第４８号「財産の処分について」 次のとおり財産を処分するため議会の議決を求めるものです。 本日付、町長名です。 提案理由につきましては町長説明のとおりですので、省略させていただきます。 １、売却物件につきましては、筑前町松延字三国手７３８番地３、宅地、５、７７４．６７平方メートル、筑前町松延字三国手７２６番地５、宅地、２３．００平方メートル。 ２、売却価格につきましては、３、７００万円でございます。 売却の相手先は、福岡県筑紫野市原田４丁目２番地１０、悠建築工房株式会社代表取締役 穴見敏幸でございます。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	お尋ね申し上げます。 プロポーザル方式で公募されたということをお聞きしております。 このプロポーザル方式というのは、公募または指名により複数の者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画提案能力のある者を選ぶということでございますけれども、まず、この企画提案のどのようなところを評価をなされたか、そのポイントはこういったことを確認させていただきたいと思います。説明を求めたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 プロポーザルにつきましては、９月２１日にその公告を開始いたしまして、１１月１３日にプロポーザルによる審査を行っております。 今回の住宅用地としての売却につきましては、定住促進につながるようなゆとりある分譲をしていただくということで、６０坪程度の区画割と基準を設けておりましたし、また本町での住宅開発に対する熱意といったものも基準にしながら審査を行わせていただいたところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	お尋ねいたしますけれども、複数の参加者があるべきであったと考えるわけでございます。１社の応募でほかとの比較ができないわけでございます。そういったことで果たしてそのプロポーザルの提案が、本当にしっかりと反映できたものなのかどうかとを感じるわけでございます。 １社であるとお聞きしておりますけれども、本来はこのプロポーザルは複数の応募

	があるべきと思うんですけれども、そのあたりについての説明を求めたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 我々も、当然複数の応募があると考えておりました。実際に以前は別の大手のハウスメーカーからも提案がございましたので、参加をされるものと思っておりました。プロポーザル実施の告示後、そちらとも連絡をとった経緯もございますけど、結果的にはそのそれまで提案をいただいていた大手のハウスメーカーさんが今回参加をされなかった状況もございます、結果的には1社になってしまったということでございます。 ただ、プロポーザルの審査の段階で、いろいろ内容を複数の審査委員で審査をさせていただきましたが、その内容については、非常に評価できるものでありました。また、価格についてですけど、不動産の鑑定価格をもとに予定価格も当然設定をしておりましたが、この価格につきましては予定価格を上回る価格であったということでございます。 1社であったことについては、今後、またプロポーザル実施について検討すべき点もあろうかと思っております。 以上です。
議 長	一木議員
一木議員	1社でありましたので指名という方法もとれたのではないかと考えるわけでございます。一般の指名競争入札とかがございますけれども、こういったプロポーザルの中にもそういった指名という形で業者を何社か含めて、その中で技術提案とか企画提案とかを求めていく中で、比較をしながらよいものを選考していく方法等が望ましい姿ではなかったのかなと思うわけでございます。 そういった指名はとれなかったわけでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今回の方法が最適であろうと考えております。指名による入札ということは現在、考えておりません。
議 長	一木議員
一木議員	状況は説明をいただきましたので、今後プロポーザルの公募の場合には何社かの参加があるように、御努力をお願いしたいと思います。 町営住宅の跡地は雑草が茂ったりといったことで、環境問題とか、しばらく住宅を解体した後は放置されてました。もったいないし、私も提案をさせていただく中で、若い方たちが移住とか、また次男、三男の町外へ出られる方たちのためにも、条件つきで土地の提供といったことも考えていただければということを提案させていただきました。今回こうして土地を売却できることは喜ばしいことと思っています。立派な住宅が建設されて、こちらに住まれる方に喜んでいただけるようにしっかり見守っていただきながらということで、よろしく願いしたいと思います。 以上です。
議 長	横山議員
横山議員	今、説明があったとおり、応募が1社であったというのは残念でございました。プロポーザルの中で、審査メンバーの方のオーケーが出たというお話でございますけれども、差し支えなければ、その審査メンバーの方がどういう方であったのかということをお尋ねしたいのと、そのプロポーザルの内容についてどの程度の知識をお持ちの方だったのかということをお尋ねしたいと思います。

議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今回の審査員につきましては、副町長、総務課長、企画課長、都市計画課長と財政課長の私でございます。
議 長	横山議員
横山議員	審査メンバーの方はわかりました。お金だけの問題ではないと思うんですね。土地を譲渡して、その中でいい建物を建ててもらって定住促進につなげるというのが目的だと聞いていますけれども、本当にこのプラン的なものが、しつこいようですけども、適正であったかと。1社だからということじゃなくて、プランそのものにいろいろ問題点がなかったのかどうか吟味されたのか、そのあたりを、しつこいようですけどもちょっとお尋ねしたいと思います。
議 長	副町長
副町長	私も1メンバーでございましたのでお答えしたいと思います。 プロポーザルの内容については、御存じのとおり、いろんな条件をつけておるわけでございます。それに合致して、会社がこういうプランをうちは提案しますよということで、来た内容について審議するというところでございます。メンバーについては、ひょっとしたら私もそんな知識はないから不満かもしれませんが、各ポジションの課長は、それなりに全体を見た、こういう建築をするに当たっては都市計画法などさまざまな法がありますので、そういうのを各分野でチェックしながら審査するというシステムでございます。 その中において、1社だからということが先ほどからありますが、うちの条件がひょっとしたら営利を目的とする会社に合致しなかったんだらうと。それまでかなりアタックをしてきた会社がおったわけでございます。当然その会社がとってくれるだろうと期待をしておりましたが、本番になって、やはり採算がとれないということでございます。 中身を見てもらうとわかるように、6メートル道路を設置するようにしております。価格競争で売買する場合には、このような設計はできないと思います。先ほど課長が申しましたように、ゆとりある住環境というふうなことでうちは提案いたしております。60坪以上の各敷地を見ていただければわかるように、2台以上の駐車ができる提案をされております。 そういうことで、メンバーがちょっと不足かもしれませんが、そのような形で決定をさせていただいたという状況です。 以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第48号「財産の処分について（松延団地跡地）」を採決します。 議案第48号に原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第48号「財産の処分について（松延団地跡地）」は原案のとおり可決されました。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第49号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

	説明を求めます。 総務課長
総務課長	追加議案書の３ページをお願いします。 議案第４９号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長から説明がありましたので省略させていただきます。 ４ページをお願いします。 第１条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 現行と改正案を記載しております。現行の第２６条第２項第１号及び第２号の下線部分を改正案として、第２６条第２項第１号については、再任用以外の職員の勤勉手当の１２月支給分を０．０５月上乗せ、２号につきましても、下線部分の改正により再任用職員の勤勉手当の１２月支給分を０．０５月分上乗せする改正でございます。 ５ページから１４ページの上段部分につきましては、人事院勧告に基づく給与表の改正に伴い給与表の改正を行おうとするものでございます。 続きまして１４ページをお願いします。 １４ページ、第２条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 現行と改正案を記載しております。現行の第２３条第２項及び第３項の下線部分を改正案として、第２３条第２項につきましては、期末手当の６月及び１２月の支給月数をそれぞれ１．３月に改正しようとするものです。年間の支給月数の増減はございません。第３項につきましては、再任用職員の期末手当の年間支給月数を下線部記載のとおり改正しようとするものです。 １５ページをお願いします。 第２６条第２項第１号及び第２号の改正内容は、第１条で改正した条例を対照表右側の現行とした上で、さらに平成３１年４月１日から勤勉手当の６月及び１２月の支給月数を、再任用以外の職員にあってはそれぞれ０．９２５月、再任用職員にあってはそれぞれ０．４５月分支給する改正をしようとするものです。 第３条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 １６ページをお願いします。 第２１条第２項に、管理職員が平日の午前０時から午前５時まで勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給することを国の基準に合わせ新たに定めようとするものでございます。 附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成３１年４月１日から施行し、第３条の規定は平成３１年１月１日から施行する。 附則の２として、第１条の規定による改正後の筑前町一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成３０年４月１日から適用するとしています。 給与の内払いとして記載しているとおりでございます。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑はないようです。 これから討論を行います。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４９号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第４９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４９号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 議案第５０号「平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書１７ページをお願いします。 議案第５０号「平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第７号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の平成３０年度一般会計補正予算（第７号）をお願いします。 １ページをお願いいたします。 平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第７号）は次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９９万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３５億３,６６８万７,０００円とするものです。 予算書７ページからが歳出であります。補正の内容につきましては全て人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。詳細な説明につきましては省略させていただきます。 ６ページ、歳入につきましては、１款３項１目軽自動車税を１９９万２,０００円増額補正するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５０号「平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」を採決します。 議案第５０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５０号「平成３０年度筑前町一般会計補正予算（第７号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１７	
議 長	日程第１７ 請願第２号「少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制

	度 2 分の 1 復元にかかわる意見書の提出を求める請願書」及び発議第 6 号「少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書」を一括議題とします。 本件について、文教厚生委員長の報告並びに関連して発議第 6 号の説明を求めます。 奥村委員長
奥村委員長	それでは、文教厚生常任委員会の報告をいたします。 定例会初日の 12 月 5 日において文教厚生常任委員会に付託されました請願第 2 号につきまして、12 月 10 日に委員会を開催し審議をいたしました。その審査の経過並び結果について御報告申し上げます。 請願第 2 号の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり採択であります。採択について挙手により採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第 6 号を提出いたします。 議会提出議案書の 2 ページをお開きください。 「少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書」 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出いたします。 提出者、奥村忠義でございます。賛成者、深野良二議員、梅田美代子議員です。 提出の理由としまして、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。 上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。 これがこの議案を提出する理由です。 3 ページをごらんください。 意見書の内容はお手元に配付したとおりです。 きめ細かな学習指導やいじめなどの課題解決には、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要であり、国庫負担拡充を求める内容でございます。 全会一致での御賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 次に、議案第 6 号について先議いたします。 お諮りします。 これから、「少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書」を採決します。 発議第 6 号を採択することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第 6 号「少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書」は採択することに決定しました。 したがって、発議第 6 号については、地方自治法第 99 条の規定により関係行政庁

	へ意見書を提出します。 なお、請願第２号「少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元にかかわる意見書の提出を求める請願書」は、採択すべきものとみなします。
日程第１８	
議 長	日程第１８ 発議第７号「国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書の提出について」を議題とします。 議案の提案理由の説明を提出者に求めます。 奥村議員
奥村議員	それでは、ただいまから発議第７号の提案理由の説明をいたします。 議会提出議案書の５ページをお開きください。 発議第７号「国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書の提出について」 上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第１３条第１項の規定により、提出します。 提出者、奥村忠義。賛成者は田中政浩議員、石丸時次郎議員であります。 提案の理由としまして、国民健康保険制度は、その構造的な課題のため厳しい財政運営を強いられており、制度改革においても被保険者の負担増が避けられない状況である。制度の安定的な運営確保のため、国庫負担割合を引き上げ、国保財政基盤強化を図るよう強く要請するものであります。 ６ページを御覧ください。 意見書の内容は、お手元に配付したとおりです。 将来に渡り安定的で持続可能な制度となるよう、国保財政の支援の一層の拡充を求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により、関係省庁に意見書を提出します。 議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第７号「国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書の提出について」を採決します。 発議第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第７号「国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１９	
議 長	日程第１９ 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第 2 0	
議 長	日程第 2 0 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。 各常任委員長から、所管事務の会議規則第 7 3 条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで本日の会議は全部終了しました。 町長
町 長	閉会に当たりまして一言お礼の言葉を申し述べます。 平成 3 0 年最後の定例会、災害関連を始め、全ての議案を御可決いただきありがとうございました。 本定例会は、現議会体制として締めくくりの議会でもございました。議員各位におかれましては、4 年間を振り返りながら、またそれ以上の年月を振り返りながら、感慨深いものがあっただろうと存じます。 さて、多くの自治体では人口減少が進行しております。そういった中で本町は、国勢調査でも住民基本台帳でも人口が増加いたしました。また、本年 9 月に総合計画策定の一環として実施しました町民対象のアンケート調査中間報告においては、町へ愛着を感じる 7 7.9 %、これからも住み続けたい 7 8.7 %、おおよそ町民の 8 割の方が好感を持って我が町に住んでおられます。このことは、皆様方が取り組んでこられたまちづくりの成果だと思います。町は元気に前進しています。まちづくりの方針を決定していただいた議会の各位に敬意を表し感謝を申し上げます。 最後に皆様方のますますの御活躍を祈念し、期待いたしましてお礼の言葉といたします。 お疲れさまでした。
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 平成 3 0 年第 4 回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。 (1 5 : 2 8)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長 矢野 勉

2 番 議 員 田口 龍司

3 番 議 員 横山 善美